

令和 8 年 理事長杯

開催日 予選 9 月 6 日(日)・決勝 9 月 13 日(日)

競技場 Jクラシックゴルフクラブ

《競技の条件》

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 使用球の規格
ストロークを行うときに使用する球はR & Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。
3. 使用クラブの規格
ストロークを行うときに使用するドライバーはR & Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。
4. プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断:短いサイレンを繰り返し鳴らし通報すると共に本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
険悪な気象状況による即時中断:1 回の長いサイレンを鳴らして通報すると共に本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
プレーの再開:1 回の長いサイレンを鳴らして通報すると共に本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
5. ホールとホールの間での練習禁止
規則 5.5bは次のように修正される。
2つのホールのプレー間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
・終了したばかりのパッティング面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。
6. 使用ティーグラウンドはコンペティションティー(B・T)とする。
7. 予選通過者は 20 位タイとする。
8. 優勝者を含め順位にタイが生じた場合は、マッチングスコアカード方式により決定する。

《ローカルルール》

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)
(a) アウトオブバウンズの境界は白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
(b) アウトオブバウンズを定められた境界を挟んだどちらか一方からプレーされ、その境界を挟んだ反対側に止まった球はアウトオブバウンズである。そのことは球が他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まった場合も当てはまる。
2. ペナルティーエリア(規則 17)
ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
18 番ホールに設置されているペナルティーエリアのためのドロップゾーンは 1 打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり球はその救済エリアにドロップされその救済エリアに止まらなくてはならない。
3. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則 16)
(a) 修理地
① 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
② 委員会が異常な損傷とみなした地面(例:観客や車両の動きによって生じた損傷区域)。
③ プレーヤーのジェネラルエリアにある球が張芝の継ぎ目の中にあるか触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合、プレーヤーは規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる。しかし、そうした継ぎ目がスタンスだけの障害となっている場合は救済を認めない。
④ フェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーテージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーテージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
(b) 動かせない障害物
① 白線の区域と動かせない障害物がつながられている場合、または動かせない障害物と他の動かせない障害物が接している場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
② 排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われペナルティーエリアではない(例外:ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある排水溝)。
③ 人工の表面を持つ道路に隣接している排水溝はその道路の一部として扱う。
(c) 電磁誘導カート用の 2 本のレール
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。
4. 不可分な物
次のものは不可分なものであり、罰なし救済は認められない。
ペナルティーエリア内にある人工的な壁やパイリング(杭でできた構造物)で作られた護岸。
5. グリーン上ではパター以外使用してはならない。

競技委員長